

法人登記書式精義〔第1巻〕 目 次

第1編 法人登記総論

第1章 総 説

第1節 法人登記

- 第1 意 義
- 第2 種 類
- 第3 登記事項
- 第4 登記所及び登記官
- 第5 登 記 簿
- 第6 登記の強制

第2節 登記申請手続の通則

- 第1 登記申請人及びその代理人
- 第2 申請書提出の方法
- 第3 登記期間
- 第4 申 請 書
- 第5 印鑑の提出等
- 第6 添付書類
- 第7 申請書に添付すべき電磁的記録
- 第8 原本還付（添付書類の還付）
- 第9 登録免許税

第3節 登記の申請の取下げ及び却下

- 第1 概 説
- 第2 登記申請の取下げ
- 第3 登記申請の却下

第4節 登記の更正及び抹消

- 第1 概 説
- 第2 登記の更正
- 第3 登記の抹消

第5節 審査請求

- 第1 概 説
- 第2 審査請求手続

第2章 各種の証明の申請

第1節 登記情報の公開

- 第2節 登記事項証明書の交付
 - 第1 登記事項証明書の種類
 - 現在事項全部証明書様式
 - 履歴事項全部証明書様式
 - 閉鎖事項全部証明書様式
 - 代表者事項証明書様式
 - 第2 登記事項証明書の交付の請求手続
 - 登記事項証明書交付申請書式
- 第3節 登記事項要約書の交付
 - 第1 登記事項要約書の記載事項
 - 第2 登記事項要約書の交付の請求手続
- 第4節 登記簿の附属書類の閲覧
 - 附属書類閲覧申請書式
- 第5節 印鑑証明
 - 第1 概要
 - 第2 印鑑証明書の交付の請求手続
 - 印鑑証明書様式
 - 印鑑証明書交付申請書式
- 第6節 電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明
 - 第1 概要
 - 第2 電子証明書
 - 電子証明書に記録される主な事項
 - 第3 電子証明書の発行の請求手続
 - 第4 手数料
 - 第5 電子証明書の有効性の確認
 - 電子証明書の有効性に関する証明事項
 - 第6 電子証明書の使用の廃止
 - 第7 電子証明書の使用の休止等
 - 電子証明書発行申請書記載例
 - 電子証明書使用廃止届記載例
 - 識別符号の変更届記載例
 - 電子証明書使用再開届記載例

第2編 一般社団法人・一般財団法人の登記

第1章 一般社団法人の登記

第1節 設立の登記

第1款 設立の手續

第1 概 説

第2 定款の作成

定款の記載例

記載例1（理事会及び監事を設置しない一般社団法人）

記載例2（理事会及び監事を設置する一般社団法人）

第2款 設立登記の手續

第1 概 説

第2 登記事項

第3 添付書類

（1）一般社団法人設立登記申請書（その1）（理事会及び監事を設置しない一般社団法人の場合）

（2）一般社団法人設立登記申請書（その2）（理事会及び監事を設置する一般社団法人の場合）

第2節 変更の登記

第1款 総 説

第1 意 義

第2 行政区画等の変更

第3 定款の変更手續

第4 変更登記の手續

第2款 名称、目的及び公告方法の変更の登記

第1 名称、目的及び公告方法の変更

第2 登記手續

（3）一般社団法人変更登記申請書（その1）（名称又は公告方法の変更の場合）

（4）一般社団法人変更登記申請書（その2）（目的の変更の場合）

第3款 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記

第1 貸借対照表等の公告に代わる措置

第2 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記手續

第3 貸借対照表等の公告に代わる措置の廃止による変更の登記

（5）一般社団法人変更登記申請書（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定（又は廃止）による変更の登記の場合）

第4款 主たる事務所の移転の登記

第1 主たる事務所の移転

第2 登記手續

（6）一般社団法人主たる事務所移転登記申請書（その1）（変更前の主たる事務

所の所在地（同一登記所の管轄区域内で主たる事務所を移転した場合を含む。）及び従たる事務所の所在地における申請書）

- (7) 一般社団法人主たる事務所移転登記申請書（その2）（主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の変更後の所在地における登記の申請書）

第5款 従たる事務所の設置，移転及び廃止の登記

第1 従たる事務所の設置の登記

- (8) 一般社団法人従たる事務所設置登記申請書（その1）（主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の登記を申請する場合及び従たる事務所の所在地で既に登記をしている一般社団法人がその従たる事務所の所在地で申請する場合）
- (9) 一般社団法人従たる事務所設置登記申請書（その2）（一般社団法人設立後従たる事務所を設置し，その従たる事務所の所在地において初めて登記を申請する場合）
- (10) 一般社団法人従たる事務所設置登記申請書（その3）（主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の登記を申請する場合及びその従たる事務所の所在地において初めて登記を申請する場合において主たる事務所と従たる事務所とに係る一括申請をするとき）

第2 従たる事務所移転の登記

- (11) 一般社団法人従たる事務所移転登記申請書（その1）（主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在地（当該従たる事務所の管轄区域内で従たる事務所の移転が行われた場合に限る。）で申請する場合）
- (12) 一般社団法人従たる事務所移転登記申請書（その2）（従たる事務所の変更前の所在地で申請する場合）
- (13) 一般社団法人従たる事務所移転登記申請書（その3）（従たる事務所の変更後の所在地で申請する場合（変更後の所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所がある場合を除く。））

第3 従たる事務所の廃止の登記

- (14) 一般社団法人従たる事務所廃止登記申請書（主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在地で申請する場合）

第6款 土地の番号の変更による主たる事務所及び従たる事務所の変更の登記

第1 行政区画，郡又はそれらの名称の変更に伴う主たる事務所及び従たる事務所の変更

第2 登記手続

- (15) 一般社団法人変更登記申請書（その1）（土地の番号の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）

- (16) 一般社団法人変更登記申請書（その2）（行政区画，郡等又はそれらの名称の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合（地番の変更を伴わない場合））
- 第7款 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記
 - 第1 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更
 - 第2 登記手続
 - (17) 一般社団法人変更登記申請書（住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）
- 第8款 役員及び会計監査人に関する変更の登記
 - 第1 一般社団法人の機関設計
 - 第2 役員等の変更
 - 第3 登記手続
 - (18) 一般社団法人変更登記申請書（その1）（理事若しくは監事の氏名又は代表理事の氏名若しくは住所の変更の場合）
 - (19) 一般社団法人変更登記申請書（その2）（会計監査人の氏名又は名称の変更の場合）
 - (20) 一般社団法人変更登記申請書（その3）（理事，代表理事，監事及び会計監査人が更迭する場合）
 - (21) 一般社団法人変更登記申請書（その4）（理事，代表理事又は監事の辞任，死亡，任期満了，解任，資格喪失新任又は重任の場合）
 - (22) 一般社団法人変更登記申請書（その5）（外部理事（監事）が外部理事（監事）に該当しなくなった場合）
- 第9款 役員等の法人に対する責任の免除又は限度に関する登記
 - 第1 役員等の法人に対する責任の免除又は限度の手続
 - 第2 登記手続
 - (23) 一般社団法人変更登記申請書（その1）（理事又は監事の法人に対する責任の免除に関する規定を設定（又は廃止）した場合）
 - (24) 一般社団法人変更登記申請書（その2）（外部理事の法人に対する責任の限度に関する規定を設定した場合）
 - (25) 一般社団法人変更登記申請書（その3）（外部理事の法人に対する責任の限度に関する規定を廃止した場合）
- 第10款 存続期間又は解散の事由の変更の登記
 - 第1 存続期間又は解散の事由の変更
 - 第2 登記手続
 - (26) 一般社団法人変更登記申請書（存続期間又は解散の事由の変更（又は廃止）の場合）

第3節 解散及び清算人等の登記

第1款 解散の登記

第1 解散の原因

第2 解散登記手続

- (27) 一般社団法人解散登記申請書（その1）（社員総会の決議による解散の場合）
- (28) 一般社団法人解散登記申請書（その2）（存続期間の満了その他定款に定めた事由の発生による解散の場合）
- (29) 一般社団法人解散登記申請書（その3）（社員が欠けたことによる解散の場合）

第2款 清算人の登記

第1 清算人の就任及び解任

第2 登記手続

- (30) 一般社団法人清算人及び代表清算人就任登記申請書（理事が法定清算人に就任した場合）
- (31) 一般社団法人清算人選任及び代表清算人選定等登記申請書（その1）（社員総会において清算人を選任し、次いで清算人会において代表清算人を選定した場合）
- (32) 一般社団法人清算人選任及び代表清算人選定登記申請書（その2）（裁判所が清算人を選任し、代表清算人を選定した場合）
- (33) 一般社団法人清算人変更登記申請書（清算人の辞任又は死亡のため、新たに清算人を選任した場合）
- (34) 一般社団法人清算人解任登記申請書（社員総会の決議により清算人を解任した場合）

第3款 清算一般社団法人における監事の登記

第4節 継続の登記

第1 一般社団法人の継続

第2 登記手続

- (35) 一般社団法人継続登記申請書（理事会設置一般社団法人として継続した場合）

第5節 清算終了の登記

第1 清算の終了

第2 登記手続

- (36) 一般社団法人清算終了登記申請書

第6節 公益認定の登記

第1款 公益認定

第1 公益認定の手続

- 第2 公益認定による名称の変更の登記の手続
- 第2款 公益法人に関する規律
 - 第1 名称使用制限
 - 第2 変更の認定
 - 第3 合併による地位の承継の認可
- 第3款 公益認定の取消し
 - (37) 一般社団法人変更登記申請書（公益認定による名称の変更の場合）

第7節 登記の更正及び抹消

- (38) 一般社団法人登記更正申請書（錯誤による更正の場合）
- (39) 一般社団法人登記抹消申請書（登記された事項が不存在であるため抹消する場合）

第2章 一般財団法人の登記

第1節 設立の登記

- 第1款 設立の手続
 - 第1 概 説
 - 第2 定款の作成
 - 定款の記載例
- 第2款 設立登記の手続
 - 第1 概 説
 - 第2 登記事項
 - 第3 添付書類
 - (1) 一般財団法人設立登記申請書

第2節 変更の登記

- 第1款 総 説
 - 第1 意 義
 - 第2 行政区画等の変更
 - 第3 定款の変更手続
 - 第4 変更登記の手続
- 第2款 名称、目的及び公告方法の変更の登記
 - 第1 名称、目的及び公告方法の変更
 - 第2 登記手続
 - (2) 一般財団法人変更登記申請書（その1）（名称又は公告方法の変更の場合）
 - (3) 一般財団法人変更登記申請書（その2）（目的の変更の場合）
- 第3款 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記
 - 第1 貸借対照表等の公告に代わる措置

- 第2 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記手続
- 第3 貸借対照表等の公告に代わる措置の廃止による変更の登記
 - (4) 一般財団法人変更登記申請書（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定（又は廃止）による変更の登記の場合）
- 第4款 主たる事務所の移転の登記
 - 第1 主たる事務所の移転
 - 第2 登記手続
 - (5) 一般財団法人主たる事務所移転登記申請書（その1）（変更前の主たる事務所の所在地（同一登記所の管轄区域内で主たる事務所を移転した場合を含む。）及び従たる事務所の所在地における申請書）
 - (6) 一般財団法人主たる事務所移転登記申請書（その2）（主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の変更後の所在地における登記の申請書）
- 第5款 従たる事務所の設置，移転及び廃止の登記
 - 第1 従たる事務所の設置の登記
 - (7) 一般財団法人従たる事務所設置登記申請書（その1）（主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の登記を申請する場合及び従たる事務所の所在地で既に登記をしている一般財団法人がその従たる事務所の所在地で申請する場合）
 - (8) 一般財団法人従たる事務所設置登記申請書（その2）（一般財団法人設立後従たる事務所を設置し，その従たる事務所の所在地において初めて登記を申請する場合）
 - (9) 一般財団法人従たる事務所設置登記申請書（その3）（主たる事務所の所在地で初めて従たる事務所設置の登記を申請する場合及びその従たる事務所の所在地において初めて登記を申請する場合において，主たる事務所と従たる事務所とに係る一括申請をするとき）
 - 第2 従たる事務所移転の登記
 - (10) 一般財団法人従たる事務所移転登記申請書（その1）（主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在地（当該従たる事務所の管轄区域内で従たる事務所移転が行われた場合に限る。）で申請する場合）
 - (11) 一般財団法人従たる事務所移転登記申請書（その2）（従たる事務所の変更前の所在地で申請する場合）
 - (12) 一般財団法人従たる事務所移転登記申請書（その3）（従たる事務所の変更後の所在地で申請する場合（変更後の所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所がある場合を除く。））
 - 第3 従たる事務所の廃止の登記

- (13) 一般財団法人従たる事務所廃止登記申請書（主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在地で申請する場合）
- 第6款 土地の番号の変更による主たる事務所及び従たる事務所の変更の登記
 - 第1 行政区画，郡又はそれらの名称の変更に伴う主たる事務所及び従たる事務所の変更
 - 第2 登記手続
 - (14) 一般財団法人変更登記申請書（その1）（土地の番号の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）
 - (15) 一般財団法人変更登記申請書（その2）（行政区画，郡等又はそれらの名称の変更による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合（地番の変更を伴わない場合））
- 第7款 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記
 - 第1 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更
 - 第2 登記手続
 - (16) 一般財団法人変更登記申請書（住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）
- 第8款 評議員，役員及び会計監査人に関する変更の登記
 - 第1 一般財団法人の機関設計
 - 第2 役員等の変更
 - 第3 登記手続
 - (17) 一般財団法人変更登記申請書（その1）（評議員，理事若しくは監事の氏名又は代表理事の氏名若しくは住所の変更の場合）
 - (18) 一般財団法人変更登記申請書（その2）（会計監査人の氏名又は名称の変更の場合）
 - (19) 一般財団法人変更登記申請書（その3）（評議員，理事，代表理事，監事及び会計監査人が更迭する場合）
 - (20) 一般財団法人変更登記申請書（その4）（評議員，理事，代表理事又は監事の辞任，死亡，任期満了，解任，資格喪失，新任又は重任の場合）
 - (21) 一般財団法人変更登記申請書（その5）（外部理事（監事）が外部理事（監事）に該当しなくなった場合）
- 第9款 役員等の法人に対する責任の免除又は限度の登記
 - 第1 役員等の法人に対する責任の免除又は限度の手続
 - 第2 登記手続
 - (22) 一般財団法人変更登記申請書（その1）（理事又は監事の法人に対する責任の免除に関する規定を設定（又は廃止）した場合）
 - (23) 一般財団法人変更登記申請書（その2）（外部理事の法人に対する責任の限

度に関する規定を設定した場合)

- (24) 一般財団法人変更登記申請書（その3）（外部理事の法人に対する責任の限度に関する規定を廃止した場合）

第10款 存続期間又は解散の事由の変更の登記

第1 存続期間又は解散の事由の変更

第2 登記手続

- (25) 一般財団法人変更登記申請書（存続期間又は解散の事由の変更（又は廃止）の場合）

第3節 解散及び清算人等の登記

第1款 解散の登記

第1 解散の原因

第2 解散登記手続

- (26) 一般財団法人解散登記申請書（その1）（基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能による解散の場合）
- (27) 一般財団法人解散登記申請書（その2）（一般法人法第202条第2項の規定による解散の場合）

第2款 清算人の登記

第1 清算人の就任及び解任

第2 登記手続

- (28) 一般財団法人清算人及び代表清算人解任登記申請書（理事が法定清算人に就任した場合）
- (29) 一般財団法人清算人選任及び代表清算人選定等登記申請書（その1）（評議員会において清算人を選任し、次いで清算人会において代表清算人を選定した場合）
- (30) 一般財団法人清算人選任及び代表清算人選定登記申請書（その2）（裁判所が清算人を選任し、代表清算人を選定した場合）
- (31) 一般財団法人清算人変更登記申請書（清算人の辞任又は死亡のため、新たに清算人を選任した場合）
- (32) 一般財団法人清算人解任登記申請書（評議員会の決議により清算人を解任した場合）

第3款 清算一般財団法人における監事の登記

- (33) 一般財団法人変更登記申請書（その1）（一般財団法人が解散し、当該一般財団法人の定款に清算一般財団法人となった場合には監事を置くこととする旨の定めがない場合）
- (34) 一般財団法人変更登記申請書（その2）（解散前の一般財団法人の定款に、清算一般財団法人となった場合には監事を置くこととする旨の定めがあ

る場合)

- (35) 一般財団法人変更登記申請書（その3）（一般財団法人が解散し、当該一般財団法人の定款に清算一般財団法人となった場合には監事を置くこととする旨の定めがなく、監事が退任した後、新たに定款に監事を置く旨の定めを設け、監事を選任した場合）

第4節 継続の登記

第1 一般財団法人の継続

第2 登記手続

- (36) 一般財団法人継続登記申請書（一般法人法第202条第2項による解散登記後に継続した場合）

第5節 清算終了の登記

第1 清算の終了

第2 登記手続

- (37) 一般財団法人清算終了登記申請書

第6節 公益認定の登記

第1款 公益認定

第1 公益認定の手続

第2 公益認定による名称の変更の登記の手続

第2款 公益法人に関する規律

第1 名称使用制限

第2 変更の認定

第3 合併による地位の承継の認可

第3款 公益認定の取消し

- (38) 一般財団法人変更登記申請書（公益認定による名称の変更の場合）

第7節 登記の更正及び抹消

第3編 合併の登記

第1章 合併手続

第1節 法人の合併

第2節 合併契約の締結及び承認

第3節 債権者保護手続

第4節 合併の効力の発生

第2章 登記手続

第1節 吸収合併による変更の登記

第2節 新設合併による設立の登記

第3節 吸収合併又は新設合併による解散の登記

- (1) 一般社団法人合併による変更登記申請書
- (2) 一般社団法人合併による設立登記申請書
- (3) 一般社団法人合併による解散登記申請書

第4編 民法法人・中間法人に関する経過措置

第1章 民法法人に関する経過措置

第1節 旧民法法人の存続等

第2節 特例民法法人に関する経過措置及び一般法人法の特則

第1 特例社団法人についての特則

第2 特例財団法人についての特則

第3 登記すべき事項等

第4 合 併

- (1) 特例社団法人が代表理事を選定した場合における申請書（理事会を置いていない特例社団法人が初めて社員総会によって理事の中から代表理事を選定した場合）
- (2) 特例社団法人が理事会を設置した場合における申請書
- (3) 特例財団法人が評議員会を設置した場合における申請書（評議員を直接定款で定める方法により選定した場合）
- (4) 特例社団法人の合併による変更登記申請書（一般法人法の規定に基づき代表理事を選定していない特例社団法人同士の吸収合併の場合）

第3節 公益法人への移行

第1 移行の手續

第2 移行の登記の手續

第3 認定の取消し

- (5) 特例社団法人がする公益社団法人への名称の変更の登記
- (6) 特例社団法人の公益社団法人への名称の変更による特例社団法人の解散の登記
- (7) 特例財団法人がする公益財団法人への名称の変更の登記
- (8) 特例財団法人の公益財団法人への名称の変更による特例財団法人の解散の登記

第4節 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行

第1 移行の手續

第2 移行の登記の手續

第3 認可の取消し

- (9) 特例社団法人がする一般社団法人への名称の変更の登記
- (10) 特例社団法人の一般社団法人への名称の変更による特例社団法人の解散の登記
- (11) 特例財団法人がする一般財団法人への名称の変更の登記
- (12) 特例財団法人の一般財団法人への名称の変更による特例財団法人の解散の登記

第5節 移行期間の満了による解散

第2章 中間法人に関する経過措置

第1節 有限責任中間法人に関する経過措置

- 第1 旧有限責任中間法人の存続等
- 第2 存続有限責任中間法人に関する一般法人法の規定の特則及び経過措置
- 第3 登記すべき事項等
- 第4 名称の変更
 - (1) 有限責任中間法人変更登記申請書（名称の変更）

第2節 無限責任中間法人に関する経過措置

- 第1 旧無限責任中間法人の存続等
- 第2 特例無限責任中間法人に関する一般法人法の規定の特則及び経過措置
- 第3 名称の変更による通常の一般社団法人への移行
- 第4 移行期間の満了による解散
 - (2) 特例無限責任中間法人がする一般社団法人への移行の登記
 - (3) 特例無限責任中間法人の一般社団法人への移行による解散の登記